

## 議 事 日 程 ( 第 3 号 )

平成27年9月11日(金曜日) 午後2時05分 開議(本会議)

### 日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第56号 平成27年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)

議第57号 平成27年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第58号 平成27年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第1号)

議第59号 平成27年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第60号 平成27年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第61号 平成27年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第62号 平成27年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議第63号 平成27年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)

※事件案件の審議及び採決

### 日程第 2 議第72号 平成26年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分について

### 日程第 3 ※補正予算審査結果報告及び採決

※条例案件

### 日程第 4 議第65号 遊佐町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について

### 日程第 5 議第66号 遊佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

### 日程第 6 議第67号 遊佐町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 日程第 7 議第68号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

### 日程第 8 議第69号 遊佐町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について

### 日程第 9 議第70号 遊佐町デマンドタクシーの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 日程第 10 議第71号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

※一般議案

### 日程第 11 議第64号 平成26年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第 1号 平成26年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第 2号 平成26年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認第 3号 平成26年度遊佐町簡易水道特別会計歳入歳出決算

認第 4号 平成26年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認第 5号 平成26年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認第 6号 平成26年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算

認第 7号 平成26年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認第 8号 平成26年度遊佐町水道事業会計決算

### 日程第 12 ※決算審査特別委員会の設置について



本日の会議に付した事件

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第 56号 平成 27 年度遊佐町一般会計補正予算 ( 第 3 号 )

議第 57号 平成 27 年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 1 号 )

議第 58号 平成 27 年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算 ( 第 1 号 )

議第 59号 平成 27 年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )

議第 60号 平成 27 年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )

議第 61号 平成 27 年度遊佐町介護保険特別会計補正予算 ( 第 1 号 )

議第 62号 平成 27 年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 1 号 )

議第 63号 平成 27 年度遊佐町水道事業会計補正予算 ( 第 2 号 )

※事件案件の審議及び採決

日程第 2 議第 72号 平成 26 年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分について

日程第 3 ※補正予算審査結果報告及び採決

※条例案件

日程第 4 議第 65号 遊佐町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について

日程第 5 議第 66号 遊佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第 67号 遊佐町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第 68号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第 69号 遊佐町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第 70号 遊佐町デマンドタクシーの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議第 71号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

※事件案件

日程第 11 議第 74号 ( 仮称 ) 吹浦地区防災センター新築工事請負契約の締結について

※一般議案

日程第 12 議第 64号 平成 26 年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第 1号 平成 26 年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第 2号 平成 26 年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認第 3号 平成 26 年度遊佐町簡易水道特別会計歳入歳出決算

認第 4号 平成 26 年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認第 5号 平成 26 年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認第 6号 平成 26 年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算

認第 7号 平成26年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認第 8号 平成26年度遊佐町水道事業会計決算

日程第13 ※決算審査特別委員会の設置について

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	齋藤	武君	2番	松永	裕美君
3番	菅原	和幸君	4番	筒井	義昭君
5番	土門	勝子君	6番	赤塚	英一君
7番	阿部	満吉君	8番	佐藤	智則君
9番	高橋	冠治君	10番	土門	治明君
11番	斎藤	弥志夫君	12番	堀	満弥君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時田博機君	副町長	本宮茂樹君
総務課長	菅原聡君	企画課長	池田与四也君
産業課長	堀修君	地域生活課長	川俣雄二君
健康福祉課長	佐藤啓之君	町民課長	富樫博樹君
会計管理者	高橋晃弘君	教育委員	渡邊宗谷君
教育長	那須栄一君	教育委員	高橋務君
農業委員会会長	高橋正樹君	選挙管理委員	伊藤新
代表監査委員	金野周悦君		

☆

出席した事務局職員

☆

本 会 議

議 長 ( 堀 満 弥 君 ) 延 会 前 に 引 き 続 き 本 会 議 を 開 き ます。

( 午 後 2 時 0 5 分 )

議 長 ( 堀 満 弥 君 ) た だ い ま の 議 員 の 出 席 状 況 は 、 全 員 出 席 し て お り ます。

な お 、 説 明 員 と し て は 佐 藤 正 喜 選 挙 管 理 委 員 長 が 所 用 の た め 、 伊 藤 新 一 委 員 が 出 席 し て お り ます の で 、  
ご 報 告 い た し ます。

な お 、 企 画 課 よ り 写 真 撮 影 の 申 請 が ご ざ い ま し た の で 、 遊 佐 町 議 会 傍 聴 規 則 第 9 条 の 規 定 に よ り 許 可 し  
た の で 、 報 告 い た し ます。

本 日 の 議 事 日 程 は 、 お 手 元 に 配 付 の と お り で あ り ます。

上 衣 は 自 由 に し て く だ さ い。

初 め に 、 本 日 議 会 運 営 委 員 会 が 開 催 さ れ ま し た の で 、 議 会 運 営 委 員 会 、 斎 藤 弥 志 夫 委 員 長 よ り 協 議 の 結  
果 に つ い て 報 告 願 い ます。

斎 藤 弥 志 夫 委 員 長 、 登 壇 願 い ます。

議 会 運 営 委 員 会 委 員 長 ( 斎 藤 弥 志 夫 君 ) 本 日 議 会 運 営 委 員 会 を 開 催 し 、 町 長 か ら 追 加 提 案 あ り ま し た 議  
第 74 号 ( 仮 称 ) 吹 浦 地 区 防 災 セ ン タ ー 新 築 工 事 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て を 協 議 し た 結 果 、 次 の と お り 意  
見 決 定 を し ま し た の で 、 報 告 い た し ます。

議 第 74 号 ( 仮 称 ) 遊 佐 地 区 防 災 セ ン タ ー 新 築 工 事 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て は 、 本 日 の 日 程 第 10 の 次 に  
追 加 し 、 日 程 第 11 と し 、 以 下 順 次 繰 り 下 げ る こ と に し ま し た の で 、 ご 協 力 を よ ろ し く お 願 い い た し ます。

以 上 で す。

議 長 ( 堀 満 弥 君 ) た だ い ま 斎 藤 弥 志 夫 委 員 長 報 告 の と お り 、 本 日 の 日 程 に 事 件 案 件 1 件 を 追 加 す る  
こ と に い た し た い と 思 い ます が 、 こ れ に ご 異 議 ご ざ い ま せ ん か。

( 「 異 議 な し 」 の 声 多 数 )

議 長 ( 堀 満 弥 君 ) な い よ う で す の で 、 本 日 の 日 程 に 事 件 案 件 1 件 を 追 加 す る こ と に 決 定 し ま し た。

そ れ で は 、 本 日 の 議 事 日 程 の 追 加 に つ い て お 諮 り い た し ます。

本 日 の 日 程 第 10 の 次 に 議 第 74 号 ( 仮 称 ) 吹 浦 地 区 防 災 セ ン タ ー 新 築 工 事 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て を 追  
加 し 、 日 程 第 11 と し 、 本 日 の 日 程 第 11 を 日 程 第 12 に 、 日 程 第 12 を 日 程 第 13 に そ れ ぞ れ 繰 り 下 げ た い と 思  
い ます が 、 こ れ に ご 異 議 ご ざ い ま せ ん か。

( 「 異 議 な し 」 の 声 多 数 )

議 長 ( 堀 満 弥 君 ) ご 異 議 な し と 認 め ます。

そ れ で は 、 本 日 の 議 事 日 程 に 日 程 第 11 、 議 第 74 号 ( 仮 称 ) 吹 浦 地 区 防 災 セ ン タ ー 新 築 工 事 請 負 契 約 の

締結についてを追加し、以下順次繰り下げることに決しました。

次に、日程第2、事件案件の審議及び採決を行います。

議第72号 平成26年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて討論を終了します。

これより議第72号 平成26年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり可決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀 満弥君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、補正予算審査の結果報告に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました平成27年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)ほか、特別会計等補正予算7件について、補正予算審査特別委員会土門勝子委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会土門勝子委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長(土門勝子君)

平成27年9月11日

遊 佐 町 議 会

議 長 堀 満 弥 殿

補 正 予 算 審 査 特 別 委 員 会

委 員 長 土 門 勝 子

#### 審 査 結 果 報 告 書

平成27年9月11日、定例会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

#### 記

##### 1. 審査を付託された事件

議第56号 平成27年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)

議第57号 平成27年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第58号 平成27年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第1号)

議第59号 平成27年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第60号 平成27年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第61号 平成27年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第62号 平成27年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議第63号 平成27年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)

## 2. 審査の結果及び意見

平成27年度遊佐町一般会計補正予算ほか、7件の特別会計等補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

## 3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上であります。

議長(堀 満弥君) お諮りいたします。

ただいま補正予算審査特別委員会委員長報告のとおり、本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀 満弥君) 挙手全員です。

よって、議第56号 平成27年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)、議第57号 平成27年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議第58号 平成27年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第1号)、議第59号 平成27年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第60号 平成27年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議第61号 平成27年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)、議第62号 平成27年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議第63号 平成27年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)、以上8議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4から第12まで、議第65号 遊佐町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定についてほか条例案件6件、事件案件1件及び議第64号 平成26年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長(佐藤源市君) 上程議案を朗読。

議長(堀 満弥君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長(時田博機君) それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第65号 遊佐町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について、本案につきましては、いじめ防止対策推進法及び遊佐町いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、提案するものであります。

議第66号 遊佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報及び情報提供等記録に関する規定を整理する必要があるため、提案するものであります。

議第67号 遊佐町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関連

する規定を整理する必要があるため、提案するものであります。

議第68号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードに関する規定を整理する必要があるため、提案するものであります。

議第69号 遊佐町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましては、文化財保護法の改正に伴い、関連する規定を整理する必要があるため、提案するものであります。

議第70号 遊佐町デマンドタクシーの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましては、休日におけるデマンドタクシーの運行日数を拡充するため、提案するものであります。

議第71号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましては、吹浦簡易水道に直世簡易水道を統合するに当たり、関連する規定を整理する必要があるため、提案するものであります。

議第74号 (仮称)吹浦地区防災センター新築工事請負契約の締結について、本案につきましては、社会資本総合整備計画における都市防災総合推進事業により、吹浦地区の防災拠点施設として(仮称)吹浦地区防災センターを新築するための請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、提案するものであります。

議第64号 平成26年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について、本案につきましては、平成26年度遊佐町一般会計歳入歳出決算ほか各会計決算について、去る6月25日付をもって会計管理者より提出されましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見及び関係書類を添えて議会の認定を得たく提出するものであります。

決算の概要につきましては、一般会計ほか6件は会計管理者より、水道事業会計につきましては、企業出納員より説明をいたさせます。

以上、条例案件7件、事件案件1件、平成26年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長(堀 満弥君) 条例案件について、所管の課長より補足説明を求めます。

議第65号について、高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋 務君) それでは、私からご説明をさせていただきたいと思っております。

議第65号、遊佐町いじめ防止対策の推進に関する条例の概要についてご説明させていただきます。

この条例につきましては、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ問題対応委員会、いじめ重大事態再調査委員会の設置に関し、組織及び運営体制について必要な事項を定めるため制定するものでございます。

第1条においては、この条例の趣旨について規定しております。

第2条については、いじめ防止対策推進法において使用する用語を、この条例でも使用することとして規定しております。

第3条におきましては、いじめ防止基本方針を策定することについて規定をしております。本町においても平成27年5月11日に条例に先立ちまして、遊佐町教育委員会で策定しております。

第4条から第11条につきましては、遊佐町いじめ問題対応委員会について規定しております。

第12条から第19条につきましては、遊佐町いじめ重大事態再調査委員会について規定しております。

附則としまして、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましても、提案させていただきます。両委員会の設置に伴い、委員の報酬を定める必要があり、山形県や他市町村の例も参考にしながら、委員には医師や弁護士、臨床心理士などの専門家が想定されるため、日額2万円以内とさせていただきます。

以上、説明申し上げます。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(堀 満弥君) 次に、一般会計及び特別会計等の決算の概要について説明を求めます。

初めに、一般会計及び特別会計について、会計管理者より説明を求めます。

高橋会計管理者。

会計管理者(高橋晃弘君) それでは、私から一般会計を初めとする平成26年度遊佐町各会計歳入歳出決算の概要について、お手元の決算資料に基づき説明させていただきます。

初めに、認第1号 平成26年度遊佐町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

平成26年度の歳入決算額は75億8,938万618円、歳出決算額は71億9,903万3,614円となり、歳入歳出差引額は3億9,034万7,004円になったところであります。

以下、1,000円単位で申し上げます。また、1,000円未満の端数は繰り上げ、繰り下げの調整をさせていただきます。

歳入歳出差引額から平成27年度に繰り越すべき、財源7,791万4,000円を差し引きした実質収支額は3億1,243万3,000円となり、黒字決算になったところであります。

歳入について申し上げます。歳入は、前年度に比較し4億2,734万6,000円の減で、75億8,938万1,000円の決算となりました。その主なもので増額になったものは、繰入金で1億627万7,000円、地方消費税交付金で2,968万2,000円となっております。減額になりました項目は、国庫支出金で1億9,953万1,000円、県支出金で1億1,702万2,000円、町債で9,510万円、諸収入で4,833万2,000円、町税で2,696万9,000円、地方交付税で1,199万7,000円、地方譲与税で443万6,000円、繰越金で6,077万9,000円等となっております。

続いて、歳入の主な項目についてご説明いたします。

町税全体では、前年度決算額に比較し2億6,976万9,000円、2.1%減の12億4,622万9,000円となりました。

主な税目では、個人町民税が4億3,975万2,000円で2.7%の減、法人町民税が5,835万8,000円で2%の増、町民税全体では前年度決算額の2.2%減で、4億9,811万1,000円となりました。

固定資産税は、1.9%減の6億2,753万円、軽自動車税で4,179万2,000円、たばこ税6,554万5,000円、入湯税1,320万円等となっております。

地方譲与税は、5.2%減の8,594万3,000円、地方消費税交付金は20.4%増の1億4,584万8,000円、地方特例交付金は4.8%増の257万6,000円となっております。また、地方交付税は1,199万7,000円減で33億462万5,000円となりましたが、歳入に占める割合は前年度より2.2ポイント増の43.6%であります。



国庫支出金は、5億4,389万円で前年度より1億9,953万1,000円、26.8%の減となりました。

県支出金は、4億6,023万円で、1億1,702万2,000円、20.3%の減となっております。

繰入金は、前年度決算額に比較しまして、1億627万7,000円の増で1億9,859万1,000円となりました。

町債は、前年度決算額8億8,820万円に比較して9,510万円の減で、7億9,310万円になりました。町債の内容につきましては、事項別明細書の20ページ、21ページに記載されております。

減額になりましたものは、民生債で1億4,230万円の減で2,580万円、農林水産債で1,070万円の減で2,610万円、教育債で1億3,050万円の減で1,800万円、臨時財政対策債が910万円の減で2億7,660万円となりました。

一方、増額になりましたものは、総務債が1億2,570万円の増で1億7,480万円、土木債が5,750万円の増で1億1,950万円、消防債は1,030万円の増で1億3,030万円、商工債が400万円の増で2,200万円となっております。

町債の歳入決算額に占める割合は10.5%で、前年度比0.6ポイントの減となりました。

次に、歳出について申し上げます。

歳出は、前年度決算額と比較しまして4億945万2,000円、5.4%減の71億9,903万4,000円となりました。

款別で増額となったものは、農林水産費で1億2,559万8,000円、29.2%の増です。商工費で1,536万9,000円、3.2%の増です。土木費は9,564万2,000円、14.1%の増であります。公債費につきましては1億7,631万1,000円、24.2%の増、諸支出金は140万6,000円、10.4%の増であります。

一方、減少しましたものは、議会費で206万6,000円、2.2%の減、総務費で2億5,291万8,000円、19.8%の減、民生費で2億5,731万1,000円、12.4%の減、衛生費729万7,000円、2%の減、労働費91万4,000円、5%の減、消防費3,018万8,000円、5.8%の減、教育費2億5,875万円、28.3%の減、災害費、支出がございませんでしたので、1,433万4,000円、100%の減となっております。

次に、性質別歳出項目の状況について申し上げます。義務的経費の、人件費・扶助費・公債費は、前年度決算額に比較して2億7,738万円増の29億3,189万3,000円であり、決算額に占める割合は40.7%で、10.4ポイントの増であります。

投資的経費は、前年度より4億1,779万6,000円減少し、10億3,103万円であり、歳出総額に占める割合は28.8ポイント減少し14.3%となりました。

以上のほか、物件費・補助費・繰入金等では、前年度決算額より2億6,903万5,000円の減の32億3,611万1,000円であります。

次に、財政構造の弾力性について申し上げます。財政構造が、町の行政需要に対応し得るような弾力性があるかどうかの経常収支比率は、前年度比で0.6ポイント上がりまして78.4%となっております。

公債費比率は、前年度比で0.7ポイント下がって6.1%、公債費負担比率は3.7%増の16.3%となっております。起債制限比率は、前年度より0.6ポイント下がって4.5%であります。

次に、町債現在高について申し上げます。平成26年度末の、町債現在高は77億1,824万8,000円で、前年度に比較して1,772万1,000円の減となりました。

続きまして、積立基金現在高について申し上げます。平成26年度末の現在高は、財政調整基金・減債基金・特定目的基金を合わせて、25億9,473万7,000円で、前年度より1億2,390万6,000円の減額になってお

ります。

以上が一般会計であります。

続きまして、認第2号 平成26年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額より3.7%、7,140万3,000円減の18億7,616万4,000円で、歳出総額では前年度決算額より5.7%、1億114万9,000円減の16億7,578万5,000円となりました。また、歳入歳出差引額、実質収支額ともに2億37万9,000円になりました。

歳入の主なもので、増額になったものは、前期高齢者交付金が3.5%増の3億8,607万4,000円、繰入金1.6%増の2億3,589万7,000円、繰越金で13%増の1億7,063万3,000円となっています。減額になりましたものは、保険税で4.2%減の3億6,253万5,000円、国庫支出金で3.8%減の3億2,998万7,000円、県支出金で0.5%減の8,747万9,000円、療養給付費等交付金で28.5%減の1億3,428万6,000円となっております。

歳出の主なもので、増額になったものは、共同事業拠出金で5.3%増の1億9,415万3,000円となりました。減額になりましたものは、保険給付費で8.5%減の10億604万4,000円となり、歳出総額の60%となりました。また、後期高齢者支援金等は1.4%減の2億508万9,000円、介護納付金で4.8%減の1億187万5,000円、総務費は0.7%減の4,623万8,000円、基金積立金は12.8%減で7,932万4,000円等となっております。

以下、保険事業費1,587万7,000円、諸支出金2,629万9,000円となっております。

続きまして、認第3号 平成26年度遊佐町簡易水道特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額を35.5%下回る1億7,763万3,000円、歳出総額では前年度決算額を34.7%下回り1億5,098万5,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに2,664万8,000円あります。

歳入の内容は、使用料及び手数料が8,669万5,000円、前年度比0.8%増になっています。繰越金4,412万4,000円、前年度比27.4%の増であります。

以下、繰入金896万3,000円、分担金及び負担金399万4,000円等であります。

歳出では、総務費が5,255万8,000円、前年度比で51.3%の増、維持費が8,202万9,000円、前年度比55%減となっております。

以下、公債費が1,639万8,000円で、前年度比36.7%の増となっております。

続いて、認第4号 平成26年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額に比較し5.3%減の6億9,684万3,000円で、歳出総額は前年度決算額の5.7%減の6億9,301万2,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに374万1,000円あります。

歳入の内容は、使用料及び手数料が1億4,771万4,000円で前年度比2.8%の増、繰入金3億3,800万円で前年度比3.7%の増、国庫支出金が9,661万円で前年度比11.4%の減、分担金及び負担金は1,774万5,000円で前年度比101.9%の増、繰越金127万4,000円で前年度比95.5%の減等となっております。

歳出では、総務費7,951万4,000円で前年度比15.4%の減、下水道建設費が2億831万6,000円で前年度比15.8%の減、公債費が4億527万3,000円で前年度比3%の増となっております。

続きまして、次に、認第5号 平成26年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算について申し

上げます。

決算規模は、歳入総額9,326万円で前年度決算額より1.5%減となっています。歳出総額は前年度決算額に比較し0.8%減の9,070万5,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに255万5,000円となっております。

歳入の内容は、使用料及び手数料が2,067万8,000円で前年度より63万3,000円の増、繰入金が6,900万円で前年度より100万円の減等となっております。

歳出は、公債費が6,737万4,000円で前年度より102万6,000円の減、総務費2,333万1,000円で前年度より121万2,000円の増となっております。

続きまして、認第6号 平成26年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額から4.1%増の19億235万1,000円であり、歳出総額は前年度決算額を4%増の18億3,295万5,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに6,939万6,000円あります。

歳入の内訳は、保険料が3億3,288万7,000円で前年度比1.9%の増となりました。国庫支出金は4億7,185万8,000円で前年度比5.1%の増、支払基金交付金は4億9,762万6,000円で前年度比2.6%の増、県支出金2億5,119万3,000円で前年度比1.6%の増、繰入金は2億8,342万6,000円で前年度比8%の増、繰越金は6,525万7,000円で前年度比14.8%の増等となりました。

歳出では、歳出総額の94.0%を占めます保険給付費が17億2,381万円であり、前年度と比較して6,379万8,000円、3.8%増となりました。

以下、総務費4,364万4,000円、基金積立2,002万7,000円、諸支出金1,614万6,000円、地域支援事業費は2,950万8,000円となっております。

最後に、認第7号 平成26年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額から3.0%減の1億6,650万3,000円であり、歳出総額は前年度決算額から0.3%減の1億6,368万円あります。歳入歳出差引額、実質収支額は同額の282万3,000円あります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料が8,792万円、対前年比1.3%の減、繰入金は一般会計から7,001万2,000円、3.6%の減でこの2つで94.8%を占めております。

歳出は、歳出総額の94.4%を占めます後期高齢者医療広域連合納付金が1億5,455万2,000円あります。その他、諸支出金が848万2,000円等となっております。

以上、平成26年度の一般会計を初めとする7つの会計についての決算概要をご説明申し上げます。

なお、一般会計等の財政分析の結果については、行政報告書に記載されておりますので、ごらんになっていただきたいと思っております。

また、詳細につきましては、審議の過程にて所管の課長をもって説明させていただきます。

以上であります。ありがとうございました。

議長(堀 満弥君) 続いて、水道事業会計の決算の概要について、企業出納員の地域生活課長より説明を求めます。

川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) それでは、認第8号 平成26年度遊佐町水道事業会計決算の概況について、私のほうから説明をさせていただきます。

初めに、水道事業の実績について申し上げます。

決算書の12ページ、18ページをごらんください。

現在給水人口は1万912人で、前年度比195人の減少となっております。普及率は99.4%で、前年度同値です。

給水状況は、年間総配水量が123万448立方メートルで、前年度より8万2,880立方メートル、率で6.3ポイントの減となり、1日平均でも3,371立方メートルで、前年度より227立方メートルの減となりました。

年間総有収水量は100万1,212立方メートルで、有収率は81.4%となり、前年度より3.2ポイントの増となりました。

有収水量は減少していますが、それ以上に総配水量が減少したため、有収率が上昇しています。これは漏水箇所の修繕を進めたことと、水質が安定したことで、年間の強制排泥の回数を減らすことができたことで、無収水量が減少したことが主な要因であります。

なお、給水原価は318円20銭で、供給単価の271円40銭に比較し、46円80銭の給水原価高となっております。

前年度比では、給水原価が60円24銭の増、供給単価がゼロ円45銭の減となっております。給水原価が上がったのは、公営企業会計制度の改正に伴い、移行処理に必要な歳出が計上されたことが原因です。この歳出は本年度限りのもので、来年度以降はほかの要因がなければ従前と同程度の値に戻ると考えられます。

次に、収益的収支について申し上げます。

決算の19ページ、20ページに加え、24ページからの明細もあわせてごらんください。

収益の総額は、3億1,324万702円で、前年度比96.84%、1,022万4,025円の減となりました。

その内訳は、営業収益が2億9,318万4,474円で、前年度比92.32%、2,437万8,481円の減であります。

その主体である給水収益は、2億7,173万505円で、前年度比97.32%の747万7,053円の減、受託工事費は1,929万4,520円で、前年度比53.43%の1,681万4,110円の減、負担金は143万4,000円で、前年度と同額となっております。

給水収益の減収の主な要因は、給水人口の減少と節水機器への買い替え等で、節水が進んだことによるものと考えられます。また、平成24年度と平成25年度を比較した減収率を比べると、それほど大きな差がないことから、消費税率改定による影響はそれほど大きくなかったと考えられます。

営業外収益は、2,005万6,228円で、前年度比339.83%の1,415万4,456円の増額であります。

収益の主なものは、例年同様の下水道使用料徴収負担金、水道加入金等に加え、改正された会計制度による長期前受金戻入益が追加されました。これは支出のほうの減価償却費が資本的支出した額の償却分を毎年収益的支出に計上するように、資本的収入で得た補助金等の部分も当年度償却相当分を収益として計上するものです。これまで当町においてみなし償却制度を採用して補助金等の部分については償却せず、取得時の価格のまま残しておりましたが、改定制度ではみなし償却制度が廃止されたため、今年度から本項目が発生することとなりました。

これに対する事業費用について申し上げます。

20ページに加え、26、27ページをごらんください。

費用の総額は、3億4,481万4,358円で、前年度比119.33%の5,585万6,505円の増額となっております。

その内訳は、営業費用が2億9,389万9,907円で、前年度比124.98%の5,874万3,888円の増額で、取水配水給水費で前年度比119.54%の1,102万9,871円の増、受託工事費で前年度比38.91%の1,448万4,078円の減、総係費で前年度比103.04%の48万8,699円の増、減価償却費で前年度比146.84%の5,317万3,836円の増などとなっております。減価償却費が増大している分は、さきにご説明申し上げましたみなし償却制度の廃止によるもので、会計制度の移行に伴い、今年度だけ発生したものでございます。

営業外収益については、4,993万5,212円で、前年度比92.81%、386万6,622円の減額で、企業債の利息償還の減額が主なものであります。

収益的収支の差し引きは、当年度の損益計算書において3,157万3,656円の純損失となりました。

次に、資本的収支について申し上げます。

28ページをごらんください。

収入総額は2,650万円で、企業債は2,200万円、出資金が450万円となっております。出資金は一般会計から給水車の更新費用として繰り入れられたものでございます。

支出総額は、1億9,760万2,171円で、その内訳は建設改良費が9,912万6,800円、企業債償還金が9,847万5,371円となっております。

建設改良費の主なものは、老朽管更新事業、大楯浄水場機械設備更新事業等で、詳細につきましては、16ページ、17ページの工事調書及び委託調書をごらんください。

なお、資本的収支の差引不足額1億7,110万2,171円の措置については、3ページ及び29ページに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額531万2,767円を、過年度分損益勘定留保資金1,061万2,878円を、当年度損益勘定留保資金1億5,138万3,504円及び建設改良積立金379万3,022円をもって補填しております。

なお、貸借対照表におきましては、8ページから10ページまでのとおりとなっておりますが、会計制度の改正により、昨年度から貸借対照表の内容が変わっております。まず資産の部について、固定資産でさきに申し上げましたみなし償却制度の廃止に伴い、補助金等を得て取得した有形固定資産の補助金等の部分が、通常どおり償却されていたものとして計算し直され、減価償却累計額が増加しています。

次に、流動資産で貸倒引当金の引き当てが義務化され、項目が追加されています。

次に、負債の部及び資本の部について、企業債が資本から負債へ移動になり、1年以内に返済期限が到達するものについては流動負債、それ以外は固定負債へ振り分けられます。今回の場合、平成27年度中に返済するものが流動負債に含まれています。また、賞与引当金の引き当てが義務化され、流動負債へ項目が追加されています。

次に、繰延収益という項目が追加されています。これはみなし償却の廃止に関連し、固定資産取得のために受けた補助金等について、これまで資本の剰余金に含まれていたものが、負債へ移動になりました。また、収益化累計額は3条予算の営業外収益で長期前受金戻入益として収益化された額の累計になります。過去にさかのぼって計算し、過年度の収益化される額については、剰余金の未処分利益剰余金に計上されています。

なお、固定資産の台帳に記載の額と剰余金に記載の額が一致せず、また資産の取得に使用されたものか、それ以外の使途で得た資本なのか、資料等が残されていないため、固定資産台帳と一致しない部分については剰余金に残された状態となっております。

次に、未処分利益剰余金の内訳について、みなし償却の廃止に伴うものが4億216万4,926円で、建設改良積立金の取り崩しに伴うものが379万3,022円になります。建設改良費の積み立てに伴うものについては、改正前の会計制度においては同額を資本金へ組み入れる義務がありましたが、改正後は市町村の裁量に委ねられ、未処分利益剰余金へ戻されることになりました。

また、みなし償却の廃止に伴う未処分利益剰余金と繰延収益の長期前受金収益化累計額から本年度の純損益に含まれる分を除いた額が一致しておりませんが、これは平成15年度決算において、一部の固定資産のみなし償却を解除して未処分利益剰余金を確保し、当時の累積欠損金の補填に充てるという処理を行っており、その処分済みの額が差額になります。

なお、この平成15年度決算時の一部資産だけみなし償却を解除するという処理の際、どの固定資産のみなし償却を解除したかという情報が残されていないため、固定資産台帳の情報によらず、金額に誤りが発生しないよう移行処理を行っております。

最後に、企業債の状況であります。31ページに記載のとおり、企業債償還分を差し引くと当年度末の未償還残高は、13億6,050万2,845円となります。

以上、平成26年度遊佐町水道事業会計決算について、概要を申し上げます。

よろしくご審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長(堀 満弥君) 次に、決算審査の概要について、代表監査委員より説明を求めます。

金野代表監査委員。

代表監査委員(金野周悦君) 私から平成26年度遊佐町一般会計並びに特別会計、水道事業会計の決算審査結果を審査意見書から要点を抜粋し、その概要をご報告申し上げます。なお、計数については会計管理者並びに企業出納員の報告と重複するところがあると思いますが、ご了承願います。

審査は、町長より提出されました、平成26年度遊佐町水道事業会計の歳入歳出決算、平成26年度遊佐町一般会計及び、各特別会計の歳入歳出決算をそれぞれ事項別明細書並びに関係諸帳簿、証票等を、詳細に照合し、審査した結果、計数はいずれも符合し、誤りのないものと認められました。

また、財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、いずれも適正と認められました。詳細については、審査意見書記述のとおりでございますが、一般会計及び各特別会計の結びに各会計ごとに意見、要望を付してございますが、決算審査に当たり参考にしていただければ幸いです。

なお、1,000円未満を四捨五入により、小計、合計の調整から、数値に若干の差異が生じる場合がありますので、ご了承願います。

審査意見書の概要を申し上げます。

平成26年度決算は、財政指標については経費削減等の努力により年々改善されてきております。収納未済額については、平成22年度から5年間の内容を見ると、不納欠損処理後の金額は減少傾向にありますが、

公平公正を基本に収納率の向上には引き続き努力されますようお願いいたします。

次に、一般会計について申し上げます。

平成26年度の遊佐町一般会計決算は、歳入総額75億8,938万618円、歳出総額71億9,903万3,614円、差引残額3億9,034万7,004円となっております。これを前年度と比較すると、歳入で5.3%の減、歳出では5.4%の減となっております。

以下、一般会計及び特別会計については、1,000円単位で申し上げます。

平成26年度の決算額を財政収支の状況から見ると、歳入、歳出差引額3億9,034万円から、翌年度へ繰り越すべき財源7,791万4,000円を差し引いた額3億1,243万3,000円が実質収支となります。

さらに、実質収支から、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、3,122万4,000円の赤字となっております。単年度収支に、財政調整基金積立金222万8,000円と繰上償還金1億7,566万6,000円を加えた額から、積立金取崩額1,400万円を差し引いた、実質単年度収支は1億4,527万円の黒字となっております。

なお、性質別状況のその他の経費が歳出総額に占める割合は45.0%で、前年度に比較し1.0ポイントの減、投資的経費は14.3%で、前年度に比較し4.8ポイントの減、義務的経費は40.7%で、前年度に比較し5.8ポイントの増となっております。

また、税など一般財源の充当状況の中で、義務的経費に占める割合は41.5%で、前年度に比較し5.7ポイントの増となっており、投資的経費は6.9%で、前年度に比較し1.7ポイントの減となっております。

平成26年度は繰入金、地方消費税交付金等の増額により、繰上償還金が1億7,566万6,000円、形式収支額3億9,034万7,000円の黒字となり、多岐にわたる行政需要に対応しつつも堅調な財政運営がなされたよううかがえます。簡素で効率的な行政システム、健全な財政運営に引き続き努められるようお願いいたします。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計の決算は、歳入額で18億7,616万4,000円、歳出額で16億7,578万5,000円、差引額2億37万9,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で3.7%の減、歳出で5.7%の減となっております。

なお、国保税が前年度比4.2%の減となっておりますが、被保険者数の減少と医療給付費の伸びている中で、国保税の収入未済額が7,806万4,000円となっており、疾病の予防等保健事業の充実とともに収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。

次に、簡易水道特別会計の決算は、歳入額で1億7,763万3,000円、歳出額で1億5,098万5,000円、差引額2,664万8,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で35.5%の減、歳出で34.7%の減となっており、その主な理由は歳入では町債、繰入金、国庫支出金の減、歳出では維持費のうち工事請負費の減によるものとなっております。

有収率は、81.4%で2.2ポイント増加しています。

今後とも効率的な給配水に努められるとともに、使用料収入未済額の解消に努力されるよう望みます。

次に、公共下水道事業特別会計の決算は、歳入額で6億9,684万3,000円、歳出額で6億9,310万2,000円、差引額374万1,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で5.3%の減、歳出で5.7%の減となっております。

平成26年度末下水道事業債残高は元金が53億8,000万円であり、今後施設の老朽化による維持修繕費の増嵩も見込まれる中、適切な事業計画のもとに、接続率の向上及び使用料収入未済額の解消に努められるよう望みます。

次に、地域集落排水事業特別会計の決算は、歳入額で9,326万円、歳出額で9,070万5,000円、差引額255万5,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で1.5%の減、歳出で0.8%の減となっております。

今後一層の接続率向上と収入未済額の解消に努められるよう望みます。

次に、介護保険特別会計の決算額は、歳入額で19億235万1,000円、歳出額で18億3,295万5,000円、差引額6,939万6,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で4.1%の増、歳出で4.0%の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入額で1億6,630万3,000円、歳出額で1億6,368万円、差引額282万3,000円となっております。

高齢者福祉の充実を期したこの制度がさらなる制度の充実を期待したいと思います。

以上のとおり、各特別会計の収支状況は形式収支、実質収支ともに黒字決算であり、当局の行財政運営に配慮された結果と評価いたします。

次に、水道事業会計決算の審査について申し上げます。

平成26年度の事業収益は、3億1,232万1,000円、事業費用が3億4,481万4,000円で、差引額3,157万3,000円が純損失となっております。

当該年度分の総配水量は、123万448立方メートルで、前年度比8万2,880立方メートル、6.3%の減、有収水量は100万1,212立方メートルで、前年度比2万5,843立方メートル、2.5%の減であり、有収率は81.4%で、前年度比3.2ポイントの増であります。

また、施設利用率は、42.1%で、前年度に比較して2.9ポイントの減となっております。

資本的収支では、収入が2,650万円、支出が1億9,760万2,000円、差し引き不足額1億7,110万2,000円は、当年度分消費税、地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金にて補填されております。

また、本年度の純損失は3,157万3,656円で、昨年度より6,608万530円、191.5%の減となっております。この損失は会計制度改正に伴う移行処理により生じたものであり、同じく生じた未処理分利益剰余金で処理され解消されております。

なお、平成26年度の使用料の収納率が向上したことは評価される所であり、今後とも経営のさらなる安定のために維持管理費の節減や未収金の回収に努められるよう望みます。

最後に、財政健全化法による健全化判断比率について申し上げます。

まず、実質赤字比率においては実質収支額も黒字であり、実質収支比率においてもプラスとなっております。また、連結実質赤字比率では、一般会計、公営事業会計及び公営企業会計の各会計の実質収支額が黒字となっているため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はなしとされるものであります。

実質公債比率は、9.0%で早期健全化基準25.0%を下回っております。



将来負担比率は、50.8%で早期健全化基準350%を下回っています。

次に、水道事業会計については、実質収支額が黒字となっているため、資金不足比率はなしとなっております。

以上、平成26年度遊佐町一般会計、各特別会計と水道事業会計の歳入、歳出決算審査及び財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について概要を申し上げましたが、詳細はお手元の審査意見書のとおりでございます。

以上申し上げます、決算審査の概要報告を終わります。

議長（堀 満弥君） 会計管理者より訂正の申し出がありましたので、許可いたします  
高橋会計管理者。

会計管理者（高橋晃弘君） 先ほどの報告の中で、町税の減収率を「2億6,976万9,000円」ということで報告してしまいました。正しくは「2,167万6,000円」の減少ということで、訂正させていただきます。

議長（堀 満弥君） 次に、日程第13、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第64号 平成26年度遊佐町各会計歳入歳出決算8件については、恒例により小職を除く議員11名による決算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（堀 満弥君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、決算審査特別委員会委員長に総務厚生常任委員会委員長の筒井義昭議員、同副委員長に菅原和幸議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（堀 満弥君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員長に筒井義昭議員、同副委員長に菅原和幸議員と決しました。

決算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後3時20分）